

# 都市計画道路の見直しについて

## 【はじめに】

### ■都市計画道路とは

- ◇ 都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における基幹的な道路です。
- ◇ 都市計画法に基づいて、あらかじめ位置・経路・幅員などが決められており、都市計画道路の計画された土地においては、円滑な道路整備を実施するため、一定の建築制限があります。

### ■都市計画道路見直しの背景と目的

都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、市街地の骨格を形成する都市施設として、人口の増加やモータリゼーションの進展、経済成長に伴う交通量の増大、市街地の拡大等を考慮しながら、道路網の必要性を検証したうえで都市計画決定されてきました。

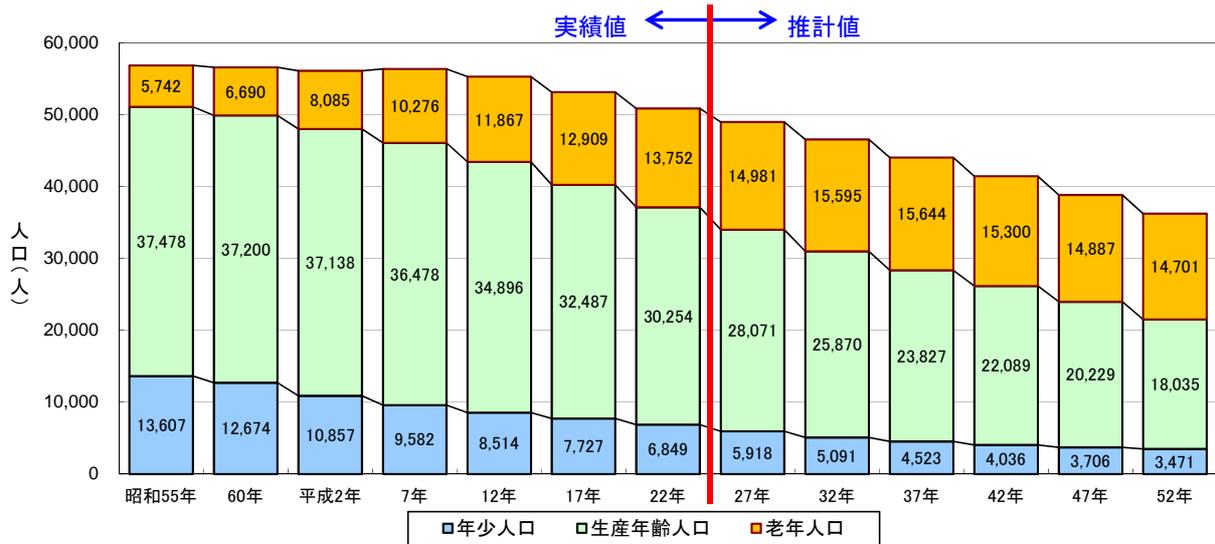
また、街路事業の継続的な取り組みにより、都市計画道路の整備が進み、都市の発展や市民の生活利便性の向上に寄与してきました。

しかし、一方では長期間未着手となっている都市計画道路が存在するなか、近年、景気の長期低迷や経済の低成長が続くとともに、人口減少と高齢化が同時に進行する局面を迎え、交通需要にも変化が生じており、都市計画道路に求められる機能・役割は、都市計画決定当時から大きく異なってきています。

また、これらに加え、更なる人口減少の進展による税収の減少など、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されています。

このような状況を踏まえ、都市計画道路の必要性及び実現性を検証したうえで、都市計画道路の見直しを行い、厳しい財政状況のなか選択と集中による効果的・効率的な道路整備を進めながら、持続可能なまちづくりを目指していく必要があります。

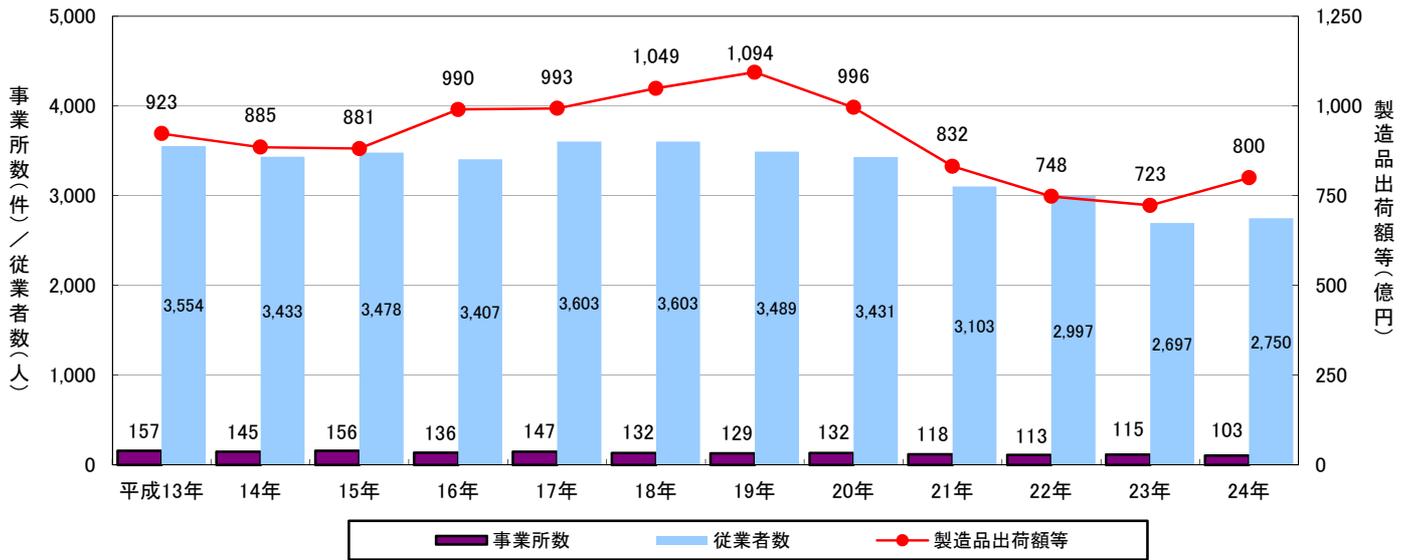
図一年齢3区分別人口の推移



資料：実績値－国勢調査（各年10月1日）

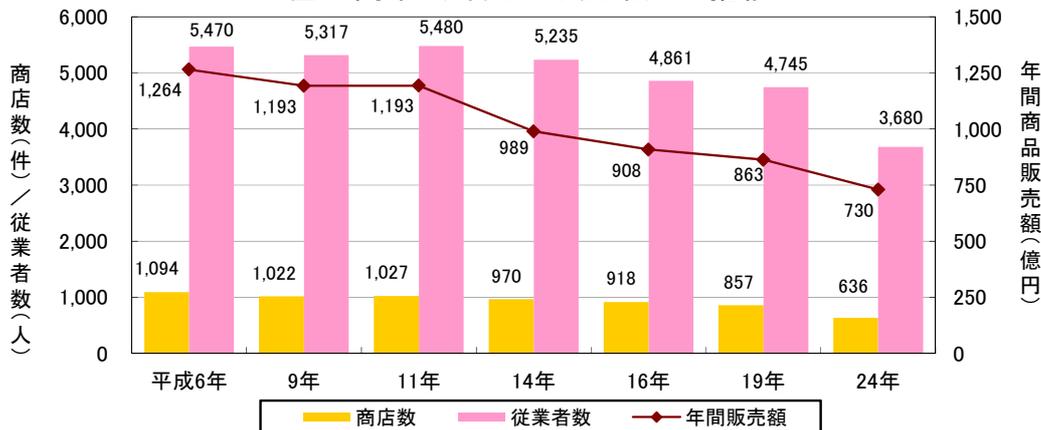
推計値－国立社会保障・人口問題研究所：『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）

図－工業の推移



資料：工業統計調査（各年12月末日）

図－商業（卸売・小売業）の推移



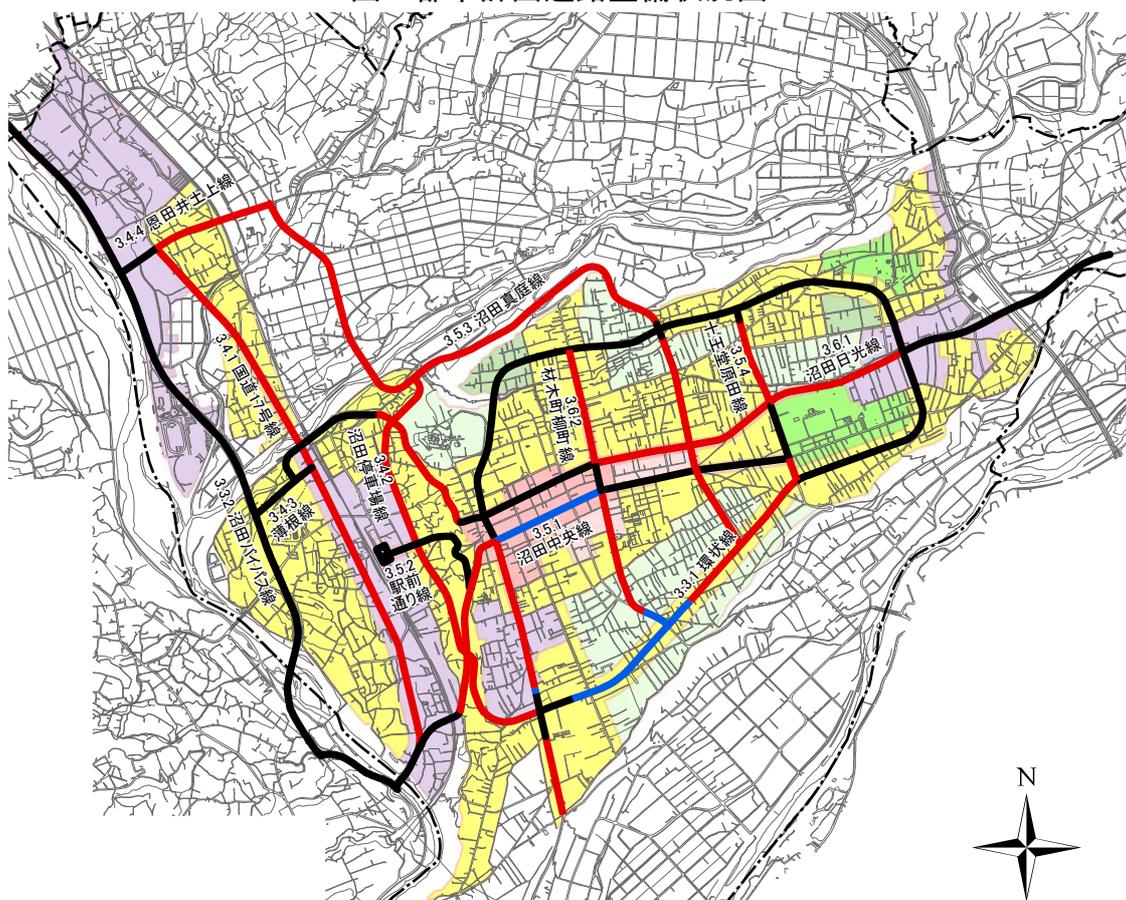
資料：商業統計調査（平成11年迄は各年7月1日、平成14年以降は各年6月1日）平成24年経済センサス活動調査

## ■沼田市の都市計画道路の現状

本市の都市計画道路は、12路線が都市計画決定されていますが、いずれの路線も当初決定から20年以上が経過しています。これら12路線のうち「3.3.2 沼田バイパス線」、「3.4.3 薄根線」及び「3.5.2 駅前通り線」以外の9路線は、一部区間もしくは全区間が未整備となっています。

未整備区間の延長は約17.4kmとなっており、都市計画道路の整備率は、平成28年4月1日現在43.9%に留まっています。

図一 都市計画道路整備状況図



### 凡例

都市計画区域

都市計画道路整備状況

整備済

事業中

未整備

用途地域

第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

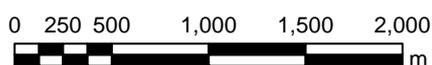
第一種住居地域

近隣商業地域

商業地域

準工業地域

工業専用地域



# ■都市計画道路見直しの手順

都市計画道路見直しについては、「都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）」（平成 25 年 7 月：群馬県県土整備部都市計画課）に基づき、以下の手順で実施しています。

図一 都市計画道路見直しの手順

